社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院　感染対策に関する規則

令和元年 9 月 26 日制定

（趣旨）

第１条　この規則は、社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院および社会福祉法人恩賜財団済生会松阪訪問看護ステーション（以下、「当院」という。）における感染対策及び抗菌薬適正使用に関する必要事項を定める。

（感染対策室）

第２条　医療関連感染の予防、教育活動、感染発生時及び抗菌薬の適正使用に関して、企画、立案、実施するため、当院に感染対策室（以下、「対策室」という。）を置く。

（対策室の業務）

第３条　対策室は、次の各号に揚げる事項を行う

（１）医療関連感染対策システムの構築に関すること

（２）医療関連感染発生時の対応に関すること

（３）医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用の対策及び監視に関すること

（４）医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用の教育に関すること

（５）医療関連感染及び抗菌薬適正使用の調査に関すること

（６）感染対策上のファシリティマネジメントの監視に関すること

（７）医療関連感染・感染症治療のコンサルテーションに関すること

（８）医療関連感染に関する地域連携に関すること

（９）その他医療関連感染及び抗菌薬適正使用に関して委員会が必要と認めた事項

（対策室の構成）

第４条　対策室は、次の各号に揚げる室員をもって組織する。

（１）感染対策室長

（２）感染対策室専従職員

（３）感染対策チームメンバー

（４）抗菌薬適正使用支援チームメンバー

２．感染対策室長は、感染対策に関し相当の経験を有する者を病院長が任命する。

３．感染対策室専従職員は、医師、薬剤師、看護師のうち１名以上の者を病院長が任命する。

４．室長に事故あるときは、速やかに代行者または後任の室長を病院長が命ずるものとする。

（感染対策室長の業務）
第５条　感染対策室長は対策室業務を病院長の命を受けて統括する。

（臨時会議）
第６条　医療関連感染対策に係る緊急事項については、別に定める臨時会議を開催することとする。ただし、臨時会議を開催できない場合は、対策室から病院長の命をもって各部署に通知できることとする。

（感染対策委員会）
第７条　当院に感染の予防、教育活動、発生時の対応等及び抗菌薬の適正使用に関して基本的事項及び専門的事項を審議・実施するため、感染対策委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成）
第８条　委員会は、次の各号に揚げる委員をもって組織する。
（１）病院長
（２）第４条第１項（１）に定める感染対策室長
（３）副院長
（４）事務部長
（５）看護部長
（６）医療安全専従職員
（７）医局長
（８）検査課代表者（課長以上）
（９）薬剤課代表者（課長以上）
（10）放射線課長
（11）健診センター課長
（12）用度課長
（13）管理栄養課代表者
（14）看護課長
（15）総務課長
（16）第４条第１項（２）に定める感染対策室専従職員
（17）第 12 条第１項に規定する感染対策チームメンバーの代表者
（18）その他委員長が必要と認めた者

（委員会の運営）

第９条　委員会に委員長を置き、第４条第１項（１）に定める感染対策室長をもって充てる。

２．委員長に事故あるときは、病院長が指名した委員がその職務を代行するものとする。

３．委員会は委員の過半数の出席により成立し、審議事項は出席者の過半数の賛成をもって承認する。

４．委員会は原則毎月１回開催するほか、必要に応じて委員長が招集するものとする。

５．委員長が必要と認めた場合は、審議事項に対し委員以外の者に出席を求め意見を聞くことが出来るものとする。

（感染対策チーム）

第１０条　対策室に、医療関連感染の防止、対策に資するため感染対策チーム（Infection Control Team）（以下、「ICT」という。）を置く。

（ICT の業務）

第１１条　ICT は、次に揚げる事項を行う。

（１）医療関連感染に関する情報の収集と報告。

（２）医療関連感染防止策に関すること。

（３）その他対策室の依頼に基づく事項。

（ICT の構成）

第１２条　ICT は、次の各号に揚げる委員をもって組織する。

（１）第４条第１項（１）に定める感染対策室長

（２）第４条第１項（２）に定める感染対策室専従職員

（３）医師

（４）看護師

（５）薬剤師

（６）臨床検査技師

（７）事務員

２．第１項（３）、（４）、（５）、（６）、（７）の者は病院長が任命する。

（ICT 長）

第１３条　ICT にチーム長を置く。

２．ICT 長は感染対策室長が推薦し病院長が任命する。

３．チーム長に事故あるときは、予めチーム長に指名された者がその職務を代行する。

４．チーム長は感染対策室長の命を受けて ICT 活動を統括する。

（緊急事項）

第１４条　チーム長は、感染対策に関する緊急事項が発生し、速やかに委員会を開催できない場合は、その対応を感染対策室から病院長の命を受けて各部署に通知することが出来ることとする。

（抗菌薬適正使用支援チーム）

第１５条　対策室に、院内の抗菌薬適正使用に資するため抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial Stewardship Team）（以下、「AST」という。）を置く。

（AST の業務）

第１６条　AST は、次に揚げる事項を行う。

（１）抗菌薬適正使用に関するモニタリング及びフィードバック。

（２）その他対策室の依頼に基づく事項。

（AST の構成）

第１７条　AST は、次の各号に揚げる委員をもって組織する。

（１）第４条第１項（１）に定める感染対策室長

（２）第４条第１項（２）に定める感染対策室専従職員

（３）医師

（４）看護師

（５）薬剤師

（６）臨床検査技師

（７）事務員

２．第１項（３）、（４）、（５）、（６）、（７）の者は病院長が任命する。

（AST 長）

第１８条　AST にチーム長を置く。

２．AST 長は感染対策室長が推薦し病院長が任命する。

３．チーム長に事故あるときは、予めチーム長に指名された者がその職務を代行する。

４．チーム長は感染対策室長の命を受けて AST 活動を統括する。

（リンクナース）

第１９条　看護部は看護部感染対策委員会を設置し、各部署にリンクナースを置く。リンクナースの業務は感染対策指針に定める。

２．リンクナースは ICT 看護師と連携し、感染対策マニュアルを周知・徹底させるこ

とにより感染の防止に努め、医療関連感染が発生した場合には対策室の指示のもと、感染の蔓延を防止する。

３．リンクナースは看護部感染対策委員会を毎月１回開催する。

（リンクドクター）

第２０条　診療部は各科にリンクドクターを置く。リンクドクターの業務は感染対策指針に定める。

２．リンクドクターは各科の部長から１名を選任する。また、感染対策委員長が必要と認めた者を選任することがある。ただし、すでにその科に感染対策委員に任命された者がいる場合、その者がリンクドクターを兼務してもよい。

３.感染対策委員長はその職務を円滑に行うために必要に応じてリンクドクターを招集し、委員会において意見を聴くこととする。

４．リンクドクターは、感染対策マニュアルを周知・徹底させることにより感染の防止に努め、医療関連感染が発生した場合には対策室の指示のもと感染の蔓延を防止する。

（事務）

第２１条　この規則に関する事務は、第４条第１項（２）に定める感染対策室専従職員が行う。

（雑則）

第２２条　この規則に定めるもののほか、医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用に関して必要な事項は、別途定める。

附則

１．この規則は、平成 10 年 1 月 1 日より施行する。

２．この規則は、平成 16 年 7 月 10 から施行する。

３．この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

４．この規則は、平成 24 年 5 月 22 日に改正し、平成 24 年 5 月 24 日から施行する。

５．この規則は、平成 27 年 6 月 25 日に改正し、平成 27 年 6 月 26 日から施行する。

６．この規則は、平成 28 年 6 月 23 日に改正し、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

７．この規則は、平成 29 年 11 月 21 日に改正し、平成 29 年 11 月 16 日から施行する。

８．この規則は、平成 30 年 3 月 29 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

９．この規則は、平成 24 年 5 月 22 日に改正し、平成 24 年 5 月 24 日から施行する。

10. 社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院　感染対策に関する規則（昭和 63 年 6 月 1 日制定）は、令和元年 9 月 30 日に廃止し、全部改正する。

11. この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
12. この規則は、令和元年 10 月 1 日から実施する。
13. 令和 6 年 6 月　　見直し